



佐賀県公報

平成19年
4月25日
(水曜日)
第12896号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更 (一三〇・障害福祉課) 一
- 指定施業要件変更予定保安林 (二三一・森林整備課) 一
- ◎海岸保全区域の指定の一部改正 (二二二・港湾課) 二
- 公 告
- 平成十九度狩猟免許試験等の実施 (生産者支援課) 三
- 基本測量の実施 (土地対策課) 五
- " " (") 五
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 五
- 土地改良区の定款変更認可 (") 六
- " " (") 六
- 土地改良区解散の認可 (") 六
- 証紙売りさばき業務の廃止 (会計課) 六
- 警備業務に係る検定合格者審査 (公 告) 六

○ 告 示

◎佐賀県告示第百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年四月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療・更生医療
- 二 変更指定医療機関の名称、所在地及び変更年月日

(一) 指定医療機関の名称の変更

指定医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
アカマツ薬局	杵島郡大町大字大町八八六七番地		平成一九・四・一
金根漢薬局			

(二) 指定医療機関の所在地の変更

指定医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	旧	新	
平成薬局	神埼郡吉野ヶ里町大字三津七四一番地	神埼郡吉野ヶ里町大字三津七四七番地	平成一九・四・一

◎佐賀県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により保安林の指定施業要件を変更するため、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林とする。

平成十九年四月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年一月二十九日佐賀県告示第五十二号

- 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第百三十二号

海岸保全区域の指定(昭和四十五年佐賀県告示第百八十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

唐津港海岸	佐志地区海岸	浜町地先海岸						
			基点1, 2, 3, 4, 5, 6を順次結んだ線、および基点6と補助点6の1, 4の1, 3の1, 2の1, 1の2, 1の1と基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 点の位置 基点1 唐津市佐志浜町4411番地の6に設置された唐津港港湾区域境界航より方位角264度の方向に16.6メートルの地点 基点2 基点1から方位角196度30分の方向に254メートルの地点 基点3 基点2から方位角253度の方向に84メートルの地点 基点4 基点3から方位角163度30分の方向に163メートルの地点 基点5 基点4から方位角154度の方向に211.5メートルの地点 基点6 基点5から方位角150度30分の方向に243メートルの地点 補助点6の1 基点6から方位角71度の方向に98メートルの点 補助点4の1 基点4から方位角87度30分の方向に67メートルの点	基点1, 2を順次結んだ線及び基点2と補助点2, 1の2, 1の1と基点1とを順次結んだ線により囲まれた区域 点の位置 基点1 標柱の位置 唐津市唐房1丁目4421-20番地先(北緯33度28分51秒 東経129度56分15秒) 基点2 基点1から方位角196度00分48秒の方向に106.90mの点 補助点2 基点2から方位角108度16分59秒の方向に65.06mの点 補助点1の2 補助点2から方位角16度25分05秒の方向に103.20mの点 補助点1の1 補助点1の2から方位角300度32分47秒の方向に50.78mの点	補助点3の1 基点3から方位角116度30分の方向に88メートルの点 補助点2の1 基点2から方位角130度の方向に70メートルの点 補助点1の2 基点1から方位角111度30分の方向に65メートルの点 補助点1の1 基点1から方位角83度30分の方向に16.6メートルの点	唐津港海岸 佐志地区海岸 浜町地先海岸	唐津港海岸 佐志地区海岸 浜町地先海岸	唐津港海岸 佐志地区海岸 浜町地先海岸

○ 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の規定による平成19年度狩猟免許試験等を次のとおり実施します。

平成19年 4月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 狩猟免許試験等の区分

(1) 法第41条の規定による狩猟免許試験

(2) 法第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習

2 日時及び場所

別表のとおり

3 注意事項

(1) 1の狩猟免許試験及び適性検査を受けることのできる者は、県内に住所を有する者としてします。

(2) 狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行います。

(3) 狩猟免許試験の種類は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種類とし、網猟免許は網を使用して狩猟を行う者を、わな猟免許はわなを使用して狩猟を行う者を、第一種銃猟免許は銃器（装薬銃又は空気銃（圧縮ガス銃を含む。））を使用して狩猟を行う者を、第二種銃猟免許は空気銃（圧縮ガス銃を含む。）を使用して狩猟を行う者を対象とします。

(4) 狩猟免許更新のための適性検査及び講習を受けることができる者は、平成16年度に狩猟免許を取得又は更新した者（以下「更新対象者」という。）とします。

また、更新対象者で、今回更新対象となる免許と異なる種類の免許を所持しているものは、希望すれば、当該免許についても更新することができ

ます。この場合において、更新した当該免許の有効期間は、更新の日から3年間とします。

(5) 狩猟免許更新のための講習は、法令、猟具の取扱い及び鳥獣の判別について行い、適性検査は狩猟免許試験に準じて行います。

(6) 既に狩猟免許を受け、その有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除します。

(7) 次に掲げる者は、狩猟免許試験を受けることができません。

ア 20歳に満たない者

イ 精神障害又は発作による意識障害をもち、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからウまでに該当する者を除く。）

オ 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

カ 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

(8) 受験者は、免許申請書又は免許更新申請書に、次に掲げるものを添えて、別表の期日までに、社団法人佐賀県猟友会（郵便番号840-0027 佐賀市本庄町本庄278番4号 森林会館内）へ提出してください。

ア 住民登録票（狩猟免許試験申請者に限る。）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の許可を受けている場合にあつてはその写し、受けていない場合にあつては(7)のイからエまでに該当しない旨を証する医師の診断書

ウ 手数料（狩猟免許試験 5,300円、狩猟免許更新講習 2,900円及び免許

試験の一部免除者4,000円)としての佐賀県収入証紙(申請書にはり付けること。)

エ 写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)1枚

(9) その他詳細については、佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課中山間地域・鳥獣対策担当(電話0952-25-7113)、社団法人佐賀県猟友会(電話0952-26-6543)又は最寄りの社団法人佐賀県猟友会の各支部に問い合わせてください。

(10) 狩猟免許申請及び狩猟免許更新申請において提出された個人情報、狩猟免許申請及び狩猟免許更新申請の審査並びに狩猟免許を受けた者に対する指導監督等の目的のみに使用し、それ以外の目的においては使用いたしません。

別表

平成19年度狩猟免許試験

年 月 日	科 目	時 間	場 所	電話番号	申請書提出期限
平成19年7月9日(月)	知識試験	受付 8:30~9:00 試験 9:00~12:00	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成19年6月25日(月)
	適性試験及び技能試験 (知識試験合格者)	受付 13:30~14:00 試験 14:00~17:00			
平成19年7月22日(日)	知識試験	受付 8:30~9:00 試験 9:00~12:00	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成19年7月6日(金)
	適性試験及び技能試験 (知識試験合格者)	受付 13:30~14:00 試験 14:00~17:00			
平成19年8月5日(日)	知識試験	受付 8:30~9:00 試験 9:00~12:00	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	平成19年7月20日(金)
	適性試験及び技能試験 (知識試験合格者)	受付 13:30~14:00 試験 14:00~17:00			

平成19年度狩猟免許更新講習及び適正検査

年 月 日	時 間	場 所	電話番号	申請書提出期限
平成19年6月18日(月)	受付 講習及び検査 13:00~13:30 13:30~17:00	唐津市坊主町433-1 県唐津総合庁舎	0955-73-1661	平成19年6月4日(月)
平成19年6月20日(水)	受付 講習及び検査 13:00~13:30 13:30~17:00	武雄市武雄町武雄5538-1 武雄市文化会館	0954-23-5165	"
平成19年6月24日(日)	受付 講習及び検査 8:30~9:00 9:00~12:30	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	"
平成19年6月24日(日)	受付 講習及び検査 13:00~13:30 13:30~17:00	佐賀市大和町大字久池井3669 佐賀県射撃研修センター	0952-62-8119	"

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成19年4月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(基準点測量・精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業)

2 作業期間 平成19年5月15日から平成20年3月24日まで

3 作業地域 佐賀市、鹿島市、小城市、多久市、伊万里市、三養基郡基山町、杵島郡白石町、杵島郡江北町、佐賀郡久保田町、佐賀郡東与賀町、佐賀郡川副町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成19年4月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)

2 作業期間 平成19年4月9日から平成20年3月24日まで

3 作業地域 佐賀県全域

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜玉畑総土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年4月25日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理事	石井 義次	唐津市浜玉町平原甲1094番地	平成19年3月31日退任
"	岡部 正廣	" 平原乙2467番地	"
"	脇山 一政	" 平原甲3388番地第1	"
"	鍵山 清哲	" 平原乙334番地	"
"	野田 豊司	" 南山3191番地	"
"	水鳥川 定	" 3057番地	"
"	谷口 保	" 五反田225番地の2	"
"	江里 繁紀	" 谷口922番地	"
"	佐々木三次郎	" 洲上1369番地	"
"	川崎入州博	" 東山田1059番地	"
"	麻生 正和	" 779番地	"

川上 巧	横田上1228番地2	〃	〃
近藤 讓二	横田下1147番地	〃	〃
重 隆	浜崎2202番地	〃	〃
石井 巖雄	平原甲286番地	〃	〃
深堀 正信	南山3117番地	〃	〃
宮崎 敬昭	横田下861番地2	〃	〃
川崎八州博	東山田1059番地	〃	平成19年4月1日就任
石井 義次	平原甲1094番地	〃	〃
麻生 正和	東山田779番地	〃	〃
脇山 直規	平原甲1346番地	〃	〃
稲毛 利光	平原乙687番地	〃	〃
脇山 正國	平原甲3575番地	〃	〃
内山 崇義	洲上1210番地	〃	〃
吉森 利治	南山3414番地第2	〃	〃
水鳥川 定	3057番地	〃	〃
岩田 哲	五反田286番地	〃	〃
久保田紹夫	岡口661番地	〃	〃
内山 重敏	横田上886番地	〃	〃
宮崎 義則	横田下841番地	〃	〃
堀 芳幸	浜崎2047番地	〃	〃
石井 巖雄	平原甲286番地	〃	〃
佐々木三次郎	洲上1369番地	〃	〃
榑崎 安弘	浜崎2101番地	〃	〃

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年4月18日鏡久里土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月25日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年4月18日浜玉畑総土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月25日
佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、平成19年4月18日松浦土地改良区の解散を認可した。

平成19年4月25日
佐賀県知事 古 川 康

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。

平成19年4月25日
佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名 又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
立石 馨一	伊万里市山代町楠久 577番地	伊万里市山代町楠久 577番地	平成19年4月30日

○ 公安警察委員会

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を受験しなければならぬ者に限る。）を次のとおり実施します。

<p>平成19年4月25日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県公安委員会</p> <p style="text-align: center;">委員長 内 田 健</p> <p>1 審査対象者</p> <p>廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 旧検定に合格した者であって、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの</p> <p>(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(①に該当する者を除く。)</p> <p>2 審査の区分</p> <p>(1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p> <p>(2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p> <p>(3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p> <p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査</p> <p>3 審査の実施日時及び場所</p> <p>(1) 実施日時 平成19年6月6日(水曜日)10時30分から16時まで なお、10時までに②の実施場所に集合してください。</p> <p>(2) 実施場所 ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p>	<p>4 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務の実施に関すること。</p> <p>エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 申請手続等</p> <p>(1) 受付期間 平成19年5月14日(月曜日)から平成19年5月22日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申請書類の提出先</p> <p>ア 佐賀県内に住所を有する警備員 旧検定の合格証の交付申請を行った警察署又は住所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>イ 佐賀県内に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p> <p>ウ 住所が又は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>エ 佐賀県内に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの</p> <p>オ 住所が又は当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>カ 佐賀県内に住所を有するもの及び佐賀県外の営業所に所属するもの</p> <p>キ 佐賀県外の住所を有するもの及び佐賀県外の営業所に所属するもの</p> <p>ク 佐賀県内のいずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p>
---	---

6 申請書類

(1) 審査申請書

(2) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) 旧検定の合格証の写し

(4) 佐賀県以外の公安委員会が交付した旧検定の合格証を有する者で、佐賀県内に住所地又はその属する営業所が所在するものにあつては、当該住所地在を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

7 審査の手数料等

(1) 審査の手数料は、4,700円です。

(2) 手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。

(3) 手数料は、審査申請書受付後は、申請を取り消した場合又は審査を受けなかつた場合でも返還しません。

8 審査結果の通知

審査結果は、当日、検定合格者審査の実施場所において行い、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付します。

9 その他

(1) 申請は、申請者本人が行うものとします。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めます。

(2) 申請書の住所の記載に当たっては、字名、番地等を省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載してください。

(3) 審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定の合格証を持参してください。

10 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)